

## 平成28年 多賀城市教育委員会第1回臨時会会議録

- 1 会議の年月日 平成28年2月10日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子  
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子  
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 大森 晃  
学校教育課長 高砂 弘之  
生涯学習課長 萱場 賢一  
文化財課長 郷右近 正晃  
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後6時
- 9 議事日程  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 議 事  
議案第4号 県費負担教職員の任命等の内申について  
議案第5号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について  
議案第6号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について  
議案第7号 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則について

### 委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回臨時会を開会します。

なお、本日の議案第4号は人事案件ですので、秘密会としたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、秘密会といたします。関係課長のみの出席とします。

————— (文化財課長、生涯学習課長 退室) —————

(秘密会の会議録については、別途作成)

————— (文化財課長、生涯学習課長 入室) —————

## **議案第5号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について**

### **委員長**

次に、議案第5号多賀城市いじめ問題専門委員会委員人事について、教育長の説明を求めます。

### **教育長**

議案第5号多賀城市いじめ問題専門委員会委員人事について、学校教育課長から説明させます。

### **委員長**

学校教育課長。

### **学校教育課長**

それでは、議案第5号多賀城市いじめ問題専門委員会委員人事について、ご説明いたします。

多賀城市いじめ問題専門委員会につきましては、別紙資料「多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」をご覧ください。第8条で「委員10人以内をもって組織する。」と規定され、第9条で「任期は2年」と規定されております。

今回任命いたします委員は、平成28年2月25日付けの委嘱とし、任期は平成28年2月25日から平成30年2月24日までの2年間といたします。今月25日に第1回目の多賀城市いじめ問題専門委員会を開催し、当日委員を委嘱する予定になっているため、今申し上げました任期としております。議案書2ページの表をご覧ください。教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する方々から選任いたしました9名の委員による構成でございます。小泉博様、飯田典美様、庄子幸一様、高橋正至様、高橋あつ子様、石井アケミ様、平泉拓様、佐藤悦子様、佐藤文俊様でございます。

別紙資料をご覧ください。条例の第7条に規定されておりますように、多賀城市いじめ問題専門委員会は教育委員会の附属機関として、二つの役割を担う第三者機関でございます。一つ目はいじめの防止等の対策を審議する機

関であり、二つ目は重大事態に係る調査審議を行う機関であります。従って、いじめの重大事態発生の有無にかかわらず、年1回は委員会を開催いたします。以上で説明を終わります。

**委員長**

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。今野委員。

**今野委員**

3番目の市立学校評議員代表というのは、各小中学校の評議員の代表ということですか。

**学校教育課長**

はい、そのとおりでございます。

**委員長**

他に、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

**樋渡委員**

第8条の中に、教育、法律、医療、心理、福祉等とありますが、法律という範囲では、人権擁護委員の方があてはまると考えてよろしいのでしょうか。

**学校教育課長**

いま、委員から話のあったとおり人権擁護委員を法律の専門家として加えさせていただきます。

**委員長**

他に、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第5号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

**委員長**

異議がないものと認め、議案第5号について原案のとおり決定します。

**議案第6号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について**

**委員長**

次に、議案第6号多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、教育長の説明を求めます。

**教育長**

議案第6号多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、学

校教育課長から説明させます。

**委員長**

学校教育課長。

**学校教育課長**

それでは、議案第6号多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。議案第5号でご説明いたしました教育委員会の附属機関として多賀城市いじめ問題専門委員会が設置されたため、多賀城市教育委員会組織規則第32条の規定による附属機関の名称及び担当事務並びに附属機関の庶務を主管する課が記載されました別表第2を改正するため、提案するものでございます。

これまで記載されておりました多賀城市学校給食センター運営審議会の名称、担当事務及び主管課欄に、新たに多賀城市いじめ問題専門委員会の名称、担当事務及び主管課を加えたものでございます。以上で説明を終わります。

**委員長**

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第6号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

**委員長**

異議がないものと認め、議案第6号について原案のとおり決定します。

**議案第7号 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則について**

**委員長**

次に、議案第7号多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則について、教育長の説明を求めます。

**教育長**

議案第7号多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則について、学校教育課長から説明させます。

**委員長**

学校教育課長。

**学校教育課長**

それでは、議案第7号多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則について、ご説明いたします。

まず初めに、別紙資料の条例をご覧ください。多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の第4条及び第5条では、連絡協議会の組織・運営等については教育委員会規則で定めるとなっております。その規定に基づき、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則を制定するため提案するものでございます。

議案書8ページ、9ページをご覧ください。第2条では構成員を定めております。多賀城市教育委員会事務局を中心に、記載されております8つの関係機関で構成いたします。

第4条では協議事項について定めております。(1)として、いじめの実態把握と具体的な方策に関すること。(2)として、学校及び関係機関との連携強化に関すること。(3)として、その他教育委員会が必要と認める事項とあり、いじめの未然防止、早期発見、初期対応といった多賀城市いじめ防止基本方針の根幹に関わる協議を行います。以上で説明を終わります。

#### 委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第7号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

#### 委員長

異議がないものと認め、議案第7号について原案のとおり決定します。

これをもって、本日の議案等の審議はすべて終了します。多賀城市教育委員会第1回臨時会を終了いたします。

午後6時20分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成28年2月26日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印